

納税等の猶予について



新型コロナウイルス感染症の影響により
納税等が困難な方には猶予ができる場合があります。

Nº	区分	猶予等	相談窓口	
1	固定資産税	あり	税務課 (32-1103)	
2	町・県民税	あり		
3	軽自動車税	あり		
4	法人町民税	あり		
5	国民健康保険税	あり		
6	住宅新築資金等貸付金	あり	住民人権課 (32-1104)	
7	国民年金保険料	あり		
8	介護保険料	あり	健康福祉課 (32-1105)	
9	後期高齢者医療保険料	あり		
10	住宅使用料	あり	改良住宅対策室 (32-5079)	
11	道路占用料	一部あり	建設課 (32-5081)	
12	法定外公共物占用料	一部あり		
13	上水道料金	あり	水道課 (32-5082)	
14	簡易水道料金	あり		
15	公共下水道使用料	あり		
16	農業集落排水使用料	あり		
17	コミュニティ・プラント使用料	あり		
18	留守家庭児童教室利用料	4,5月分 利用料免除	教育総務課 (32-5085)	
19	利用料負担額	利用料・保育料	4, 5月分免除	子ども課 (32-5078)
		給食費	4月分補助	

新型コロナウイルス感染症の影響により、給与収入などが著しく減少し、町税などの納付が困難になった人について、法令の要件を満たす場合は、納付期限の延長や納付の猶予ができる場合がありますので、各相談窓口へお問い合わせください。